

『広域地方計画』と『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画』の関係

- 『広域地方計画』は、対流促進型国土の形成に向けて、各広域ブロックの将来像や地域戦略等について示すもの。
- 『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)』は、『広域地方計画』と調和を図り、各地方においてストック効果の最大化に向けた取組など、社会資本整備の重点事項等について示すもの。

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックづくりの指針～	地方ブロックにおける社会資本整備重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画～
目的	新たな国土形成計画(全国計画)が目指す「対流促進型国土」の形成に向けて、広域ブロックにおける <u>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</u> として定めるもの。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、広域地方計画と調和を図り、地方ブロックにおける <u>社会資本整備の具体的な計画</u> として定めるもの。
計画の対象	<u>国土の利用、整備及び保全に関する</u> 府省にまたがる <u>施策全般</u>	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <u>社会資本整備事業</u>
計画期間	<u>令和7年度までの概ね10年間</u>	<u>令和2年度までの約5年間</u>
対象地域	<u>全国8ブロック</u>	広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた <u>全国10ブロック</u>
根拠法等	国土形成計画法 第9条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。【略】 2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。) <u>【略】</u>	社会資本整備重点計画(閣議決定) 第2章第6節 地方ブロックに社会資本整備重点計画の策定 <u>【略】本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。【略】</u>
計画に盛り込む内容(案)	○国土の形成に関する方針 ○国土の形成に関する目標 ○目標を達成するために一の都府県の区域を越える広域の見地から必要と認められる主要な施策(広域プロジェクト) ◇ <u>ハード・ソフト一体となった施策パッケージ</u> ◇ <u>広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある事業の中から代表的な事業を記載</u>	○現状と主要課題 ○目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略 ○社会資本整備の重点目標とプロジェクト ◇プロジェクト毎に「課題と目指す姿」「重点施策」「指標」「 <u>主要取組</u> 」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇主要取組として個別事業に加え「 <u>賢く使う取組</u> 」「 <u>集約・再編</u> 」も記載 ◇取組の時間軸を明確化し、 <u>ストック効果を見える化</u>

中国ブロックにおける社会資本整備重点計画 策定スキーム(案)

<計画案を策定>

検討ワーキング

役割: 実務担当者間での情報共有・作業の方向性を確認する場

構成: 実務担当者レベル(補佐クラス)

内容: 事務局から幹事会等で使用する資料(案)の方向性を提示。

会議の場だけでなく、実際の作業段階で疑義が生じた場合には、随時調整を図る。

開催時期: ① 第1回 (次期計画(素案))

④ 第2回 (次期計画(原案))

※2回程度



策定検討委員会 幹事会

役割: 計画等について行政内で調整、議論する場

構成: 課長レベル

開催時期: ② 第1回 (次期計画(素案))

⑤ 第2回 (次期計画(原案))

※2回程度



策定検討委員会

役割: 計画策定に向けて審議、決定する場

構成: 部長レベル

開催時期: ⑦ 第1回 (次期計画(原案))

<意見聴取>

有識者会議

役割:

有識者の方々に幅広い視点から今後の中国地方における社会資本整備の方向性・あり方について、意見・提言を頂く場

開催時期: ③ 第1回

(次期計画(素案))

⑥ 第2回

(次期計画(原案))

※2回程度

反映

中国ブロック 国土交通懇談会

役割:

中国地方における社会資本整備の方向性・あり方について意見交換する場

構成: 知事、政令市長、代表自治体首長等

開催時期: ⑧ 第1回

(次期計画(原案))

(令和3年2月8日)

今後の計画部会想定スケジュール

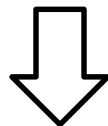
- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 令和元年 11 月 | ・ 次期計画の検討開始 |
| 令和 2 年 4 月 | ・ 論点を踏まえた施策の方向性等 |
| 令和 2 年 8 月 | ・ 新型コロナウイルス感染症の影響
・ 計画期間中に講ずべき施策 等 |

令和 3 年 2 月 8 日 (今回) ・ 計画概要案

令和 3 年 3 月 頃 (次回) ・ 計画原案

(パブリックコメント等の手続き等)

令和 3 年 春 頃 ・ 計画案



閣議決定

※ 閣議決定後、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定
(地方ごとに自治体、経済団体、有識者等の意見を反映して策定)

注) スケジュールは、新型コロナウイルス感染症等の影響、その他諸般の事情により
変更となる可能性がある。

中国ブロックにおける社会資本整備重点計画
策定スケジュール（案）

